

不正競争	判決年月日	令和 8 年 6 月 2 9 日	担当部	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和 8 年(ネ)第 1 0 0 0 4 号		
○ 従業員の行為は不正競争防止法 2 条 1 項 4 号、 5 号又は 7 号所定の不正競争に該当するが、その違法性の程度は比較的低いとして、損害賠償額を減額し原判決の一部を変更した事例				

(事件類型) 損害賠償請求控訴事件 (結論) 原判決変更

(関連条文) 不正競争防止法2条1項4号～8号、4条

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(ワ)第70401号

判 決 要 旨

- 1 本件は、1審原告が、インターネット上のニュースサイト（本件サイト）に掲載された1審原告に関する記事（本件記事）について、① 本件記事を寄稿した1審被告Y₃及び本件サイトを運営する1審被告会社、同社のY₁及びY₂（1審被告会社ら）の行為は、不競法2条1項6号（被告Y₃について同項5号又は8号）の不正競争に該当する、② 1審原告の元従業員である1審被告Y₄の行為は、同項4号、5号又は7号所定の不正競争に該当するなど主張して、1審被告らに対し、不競法4条、民法709条、719条1項に基づく損害賠償請求として1億1000万円及び遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審は、① 1審被告Y₄の行為は不競法2条1項4号、5号又は7号所定の不正競争に該当する、② 仮に1審被告会社らの行為が同項5号、6号又は8号所定の不正競争に該当するとしても、正当な業務行為として違法性を欠くとして、1審原告の1審被告Y₄に対する請求を275万円（無形損害200万円、調査費用50万円、弁護士費用25万円）及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、1審原告及び1審被告Y₄は、これを不服として、それぞれ控訴を提起した。

- 2 本判決は、原判決の判断を引用する形で、1審被告Y₄の行為につき、不競法2条1項4号、5号又は7号所定の不正競争に該当すると認めたが、その行為の違法性の程度について、次のとおり判断し、1審原告の損害について、1審原告の信用毀損による損害額50万円、1審被告Y₄の不正競争の証拠を収集するための調査費用のうち10万円、弁護士費用6万円の合計66万円を損害と認めた。

公益通報者保護法7条は、事業者は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない旨を定めるのであり、本件において、1審被告Y₃に提供した各資料のうちの相当部分は、1審原告の会計処理の状況や当時の代表者（代表者）の「経営スタイル」に関するものであり、第三者委員会による調査報告書にも、1審原告において会計不正が行われた背景には、代表者の、日常的に業績目標を達成するよう強いプレッシャーをかけるという経営スタ

イルがある旨の指摘がされていることを踏まえると、1 審原告に損害を加える目的で資料を1 審被告 Y₃ に提供した1 審被告 Y₄ は、同法2 条2 項所定の「公益通報者」に該当せず、1 審原告の受けた損害につき損害賠償義務を免れないものの、その行為の違法性の程度は比較的低いというべきである。

- 3 以上により、本判決は、1 審原告の控訴を棄却し、1 審被告 Y₄ の控訴に基づき、1 審原告の請求は6 6 万円及び遅延損害金の支払を求める限度で一部理由があるとして、原判決を変更した。